Ⅰ 令和4年度就学援助制度の実施について

1. 就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)										(2) (1)のコの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるものの1つに○)					(4) (3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)							(6)(5)のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)					
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の基級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒が いる世帯へ案内を送付	コ. その他(内容を(2)に記入してください)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他(4)に記入してください。)		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. その他(6)に記入してください。)		ア. 目につきやすいウェブサイトやホームページ画面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他
44	44	43	20	9	27	18	27	36	0	1	8	8	0	0	44	0	0	0	35	8	7	0	0	0	4	4	11	0	19	25	4	4
茨城県	水戸市	○	○	○		○	○	○							○				○						○	要保護の認定は申請書の提出を求めておらず、福祉部局から生活保護受給者情報の提供を受け、要保護者として認定している。 準要保護を希望する小学校入学予定者は教育委員会に提出(申請書のみ提出)。	○		○	○		
茨城県	日立市	○				○	○	○							○				○	○									○			
茨城県	土浦市	○	○				○	○							○				○										○			
茨城県	古河市	○			○	○		○							○					○										○		
茨城県	石岡市	○	○				○				○	就学時健康診断の際に教育委員会で就学援助制度の書類を配布			○				○						○	就学前新入学児童生徒学用品費(入学準備金)については、申請者が教育委員会に提出。						
茨城県	結城市	○			○		○								○				○													
茨城県	龍ケ崎市	○		○	○		○	○							○				○											○		
茨城県	下妻市	○					○	○							○				○													○
茨城県	常総市	○	○		○	○	○	○							○				○	○					○	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給に関する申請書のみ、教育委員会へ直接提出も可。					○	
茨城県	常陸太田市	○			○			○							○						○									○		
茨城県	高萩市	○	○					○			○	新入学児については、教育委員会から保護者全員に郵送で通知			○				○											○		
茨城県	北茨城市	○	○			○		○							○				○								○			○		
茨城県	笠間市	○			○		○	○							○				○	○										○		
茨城県	取手市	○	○		○	○	○	○							○				○								○		○			
茨城県	牛久市	○			○		○	○							○										○	申請有無を全員に確認し、(申請有無の確認が申請書と一体になっているものでそちらを提出いただくか、ネットで回答)希望者は必要書類を添付のうえ、学校に提出。			○	○	○	
茨城県	つくば市	○	○		○		○	○							○				○		○								○	○	○	
茨城県	ひたちなか市	○	○		○	○	○	○							○				○										○	○		
茨城県	鹿嶋市	○		○			○	○							○				○								○					
茨城県	潮来市	○	○		○	○									○				○										○	○		
茨城県	守谷市	○	○	○	○	○	○	○							○				○										○			
茨城県	常陸大宮市	○	○		○		○	○			○	庁舎内の電子掲示板(エントランスホールに設置)に情報を掲示する。			○				○								○		○	○		
茨城県	那珂市	○		○			○	○			○	就学時健診の結果を郵送時に案内を同封			○				○										○			
茨城県	筑西市	○	○		○										○				○												○	
茨城県	坂東市	○	○		○		○	○							○				○	○	○									○		
茨城県	稲敷市	○			○		○	○							○				○										○	○		
茨城県	かすみがうら市	○		○		○	○	○							○				○										○	○		
茨城県	桜川市	○			○			○							○						○						○					
茨城県	神栖市	○			○										○					○										○		
茨城県	行方市				○	○					○	自治体のホームページに制度を掲載			○				○										○	○		
茨城県	鉾田市	○						○							○				○													
茨城県	つくばみらい市	○	○	○	○	○	○	○							○				○										○	○		○
茨城県	小美玉市	○	○	○	○	○		○							○						○						○		○	○		
茨城県	茨城町	○			○	○		○							○				○										○	○		
茨城県	大洗町	○				○	○	○							○				○													○
茨城県	城里町	○		○	○		○	○							○				○								○			○		○
茨城県	東海村	○	○		○	○				○	○	-PTA総会の際に就学援助制度の書類を配布			○					○								○			
茨城県	大子町	○	○			○		○			○	町コミュニティFM放送(FMだいご)で制度について周知			○						○						○					
茨城県	美浦村	○						○							○				○	○							○					
茨城県	阿見町	○			○	○	○	○							○				○													
茨城県	河内町	○					○	○			○	就学時健康診断の会場で教育委員会が制度説明を行い、書類を配付。			○				○										○	○		
茨城県	八千代町	○	○		○		○	○							○				○											○		
茨城県	五霞町	○	○												○				○											○		
茨城県	境町	○					○	○							○				○								○					
茨城県	利根町	○			○			○							○						○									○		

		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																							
		令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																							
都道府県	市町村名	＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）(1)のカの内容	＜小学校＞ （3）(1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）(1)でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）											＜小学校＞ （5）(1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）									＜小学校＞ （6）(5)のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）(1)でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）							＜小学校＞ （9）(8)のエ及びオの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償としているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）		ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の中学校で在ひ保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者へ案内を郵送	コ. その他（内容を（7）に記入してください。）		ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給額に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（9）に記入してください。）	
44	44	41	3	0	0	0	0	0	41	0	0	3	0	0	0	0	0	2	17	22	0	21	14	7	29	11	2	1	0	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	
茨城県	水戸市	○							○											○		○	○	○																
茨城県	日立市	○							○											○		○			○															
茨城県	土浦市	○							○										○			○			○															
茨城県	古河市	○							○										○				○		○															
茨城県	石岡市	○							○											○		○										○	就学時健康診断の際に教育委員会で案内を配布								
茨城県	結城市	○							○										○				○		○															
茨城県	龍ケ崎市	○							○										○			○		○	○															
茨城県	下妻市	○							○										○						○															
茨城県	常総市	○							○										○				○		○															
茨城県	常陸太田市	○							○										○						○															
茨城県	高萩市	○							○											○										○										
茨城県	北茨城市	○							○											○		○	○			○														
茨城県	笠間市	○							○								○								○															
茨城県	取手市	○							○								○					○	○		○	○	○													
茨城県	牛久市	○							○										○						○															
茨城県	つくば市	○							○											○		○			○															
茨城県	ひたちなか市	○							○											○		○	○		○	○														
茨城県	鹿嶋市	○							○										○					○																
茨城県	潮来市	○							○											○		○			○	○														
茨城県	守谷市	○							○											○		○	○	○																
茨城県	常陸大宮市	○							○											○		○	○		○															
茨城県	那珂市	○							○											○				○						○										
茨城県	筑西市	○							○										○						○															
茨城県	坂東市	○							○											○					○	○														
茨城県	稲敷市	○							○										○						○															
茨城県	かすみがうら市	○							○											○										○										
茨城県	桜川市	○							○										○						○															
茨城県	神栖市	○							○											○					○															
茨城県	行方市	○							○											○					○	○														
茨城県	鉾田市	○							○											○												○	就学時健康診断の結果通知に案内を同封								
茨城県	つくばみらい市	○							○											○		○	○	○	○	○		○												
茨城県	小美玉市	○							○										○			○	○		○	○														
茨城県	茨城町	○							○										○			○			○															
茨城県	大洗町		○									○																												
茨城県	城里町	○							○											○				○	○															
茨城県	東海村	○							○											○		○	○		○	○														
茨城県	大子町	○							○										○			○	○									○	町コミュニティFM放送（FMだいご）で制度について周知								
茨城県	美浦村	○							○											○		○					○													
茨城県	阿見町	○							○										○			○			○	○														
茨城県	河内町	○							○										○			○										○	就学時健康診断の会場で教育委員会が制度説明を行い、書類を配付。								
茨城県	八千代町	○							○											○		○	○		○	○														
茨城県	五霞町		○									○																												
茨城県	境町		○									○																												
茨城県	利根町	○							○											○					○					○										

																																		3．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）							
																																	（1）当てはまるもの１つに○をしてください。							（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）								＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容	ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており，その際と同様の基準により認定	イ．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて，新たに認定基準等を整備し，その基準により認定	ウ．相談があった場合，事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他（内容を（2）に記入してください。）	
都道府県	市町村名	ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため，入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため，入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）	＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改定などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える，支給後に転居やへんぴな場合の対応など，事務業務量が増加するから	エ．（入学前とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を（6）に記入してください。）	（6）（5）のエ及びオの内容								
44	44	42	2	0	0	0	0	0	42	0	0	2	0	0	0	0	0	2	14	26	0	0	0	0	0	0	0	8	4	25	2	1	1	3	4
茨城県	水戸市	○							○											○								○							
茨城県	日立市	○							○											○								○							
茨城県	土浦市	○							○										○											○					
茨城県	古河市	○							○										○															○	認定基準の見直しは行っていない
茨城県	石岡市	○							○										○									○							
茨城県	結城市	○							○										○											○					
茨城県	龍ケ崎市	○							○											○										○					
茨城県	下妻市	○							○										○													○			
茨城県	常総市	○							○										○												○				
茨城県	常陸太田市	○							○										○									○							
茨城県	高萩市	○							○											○										○					
茨城県	北茨城市	○							○											○										○					
茨城県	笠間市	○							○										○													○			
茨城県	取手市	○							○									○											○						
茨城県	牛久市	○							○											○										○					
茨城県	つくば市	○							○											○														○	コロナによる家計急変世帯に対して、令和2年度子育て世帯応援給付金の支給実績あり。
茨城県	ひたちなか市	○							○											○								○							
茨城県	鹿嶋市	○							○										○											○					
茨城県	潮来市	○							○											○										○					
茨城県	守谷市	○							○											○										○					
茨城県	常陸大宮市	○							○											○										○					
茨城県	那珂市	○							○											○									○						
茨城県	筑西市	○							○											○									○						
茨城県	坂東市	○							○											○										○					
茨城県	稲敷市	○							○											○								○							
茨城県	かすみがうら市	○							○											○										○					
茨城県	桜川市	○							○										○											○					
茨城県	神栖市	○							○											○										○					
茨城県	行方市	○							○											○											○				
茨城県	鉾田市	○							○											○										○					
茨城県	つくばみらい市	○							○											○														○	令和2年度に限り家計急変世帯への対応として，認定基準を整備した。
茨城県	小美玉市	○							○										○									○							
茨城県	茨城町	○							○									○											○						
茨城県	大洗町	○							○											○								○							
茨城県	城里町	○							○											○										○					
茨城県	東海村	○							○											○										○					従来の「教育委員会が認めた場合」で認定。（その際の認定基準（1月から直近の給与明細で今年の収入の見込み額を計算する）は内規（起案）で決定）
茨城県	大子町	○							○										○											○					
茨城県	美浦村	○							○											○										○					
茨城県	阿見町	○							○										○											○					
茨城県	河内町	○							○										○											○					
茨城県	八千代町	○							○											○										○					
茨城県	五霞町		○									○																		○					
茨城県	境町		○									○																		○					
茨城県	利根町	○							○											○										○					

		4. 就学援助制度の規拠規定・認定基準について																						5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について											6. 就学援助率
		（3）令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（4）（3）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（5）（3）でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（6）（3）でチと回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	4. （3）でソ、タ、チに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応								（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）でイ、反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																									（1）令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定されなくなった世帯に対する、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。										
																									ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他（3）に内容を記載してください。）				
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村税の減免	エ. 国民年金法の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P-T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状況の悪い者、経食、給食等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状況がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に連動するもの）（例：生活保護の3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めるもの）（例：生活保護の13倍の額（384万円）、1.5倍等（455万円）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の国庶民税額算定に用いる保護基準額、又は民業補助に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ. その他（内容を（6）に記入してください。）	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍																				年	月	
44	44	30	31	29	29	29	32	11	4	26	26	10	9	11	20	24	11	3	0	9	38	0	9	2	19	16	5	4	10	2	2	16	16	
茨城県	水戸市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○				○	1.5		当該年度において、次のいずれかに該当し、経済的に困窮していると認められる者（水戸市就学援助実施要綱別表第1中、第1項第3号オ） (ア) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた者 (イ) 世帯の主計を主として維持する者が死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、当該世帯の収入が著しく減少した者 (ウ) 世帯の主計を主として維持する者の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した者		○				○							10%未満
茨城県	日立市		○	○	○	○	○					○			○	○					1				○				○						10%未満
茨城県	土浦市																			○			児童扶養手当一部支給所得制限限度額を所得基準とし、住宅状況等その他総合的に判断。	令和3年度から段制改正を受け、給与所得・公的年金所得者については、総所得金額から10万円を控除。												15%未満
茨城県	古河市	○	○	○	○	○	○			○					○	○					1.2					○							平成25	4	10%未満
茨城県	石岡市																○				1.3					○							平成24	12	15%未満
茨城県	結城市	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○						○			・認定を受けようとする児童生徒の属する世帯全員の収入金額が、市で定める世帯人員ごとの収入基準額以下の世帯 ・上記以外で、特別な事情により教育委員会が特に認定する必要があると認められる世帯												10%未満
茨城県	龍ケ崎市	○	○	○	○	○				○	○				○	○					1.3				○				○						15%未満
茨城県	下妻市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1			両親が揃っている世帯：1.0倍未満、ひとり親世帯：1.5倍世帯となったものを認定。												15%未満
茨城県	常総市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.5				○				○						15%未満
茨城県	常陸太田市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.5				○		○								10%未満
茨城県	高萩市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					1.3				○			○		○（公表値算定の際はイ）	否認定となったケースについて、生活保護基準見直しによる影響は今のところ生じていな			20%未満
茨城県	北茨城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				10%未満
茨城県	笠間市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3					○							平成26	3	15%未満
茨城県	取手市															○					1.3				○		○								15%未満
茨城県	牛久市																○				1.15					○							平成25	8	10%未満
茨城県	つくば市																○				1.5				○		○								10%未満
茨城県	ひたちなか市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.4				○				○						10%未満
茨城県	鹿嶋市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3					○							平成24	7	10%未満
茨城県	潮来市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○					1.4				○			○							5%未満
茨城県	守谷市	○	○	○	○	○	○			○	○						○				1.2				○				○						5%未満
茨城県	常陸大宮市	○	○	○	○	○	○			○	○						○				1.3					○							平成25	4	15%未満
茨城県	那珂市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.5					○							平成26	4	10%未満
茨城県	筑西市	○	○		○	○	○	○			○			○		○					1.5				○				○						15%未満
茨城県	坂東市	○	○		○		○										○				1.3					○							平成28	4	15%未満
茨城県	稲敷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3					○							平成29	4	15%未満
茨城県	かすみがうら市															○					1.3				○				○						10%未満
茨城県	桜川市	○					○										○				1.5				○		○								10%未満
茨城県	神栖市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○			○			1.3														10%未満
茨城県	行方市	○														○					1.4					○							平成25	7	5%未満
茨城県	鉾田市	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3				○			○							10%未満
茨城県	つくばみらい市	○	○	○		○	○	○		○	○				○	○					1.3					○							平成25	8	10%未満
茨城県	小美玉市															○					1.3				○				○						5%未満
茨城県	茨城町																○				1.4					○							令和元	10	10%未満
茨城県	大洗町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○				○	1.3		当該年度において、次のいずれかに該当し、経済的に困窮していると認められる者 (ア) 世帯の生計を主として維持する者が死亡、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院・療養療養中等により、世帯収入が著しく減少した者 (イ) 世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した者 (ウ) 災害により、住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けた者		○			○							10%未満
茨城県	城里町						○									○				○	1.3		個別の生活状況によって教育委員会が認定するかどうかを判断する。		○		○			○（公表値算定の際はア）	個別の生活状況によって、教育委員会が認定するかどうか判断する。			10%未満
茨城県	東海村	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			東海村独自の所得基準を設定（児童扶養手当の一部支給の所得基準を準用）												10%未満
茨城県	大子町		○	○	○	○	○	○		○	○				○																				10%未満
茨城県	美浦村	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1.3		教育長が特に援助の必要があると認めた者			○							平成24	12	10%未満
茨城県	阿見町															○					1.3				○				○						5%未満
茨城県	河内町																○				1.2					○							平成25	7	5%未満
茨城県	八千代町	○	○	○	○	○	○								○			○			1.3														10%未満
茨城県	五霞町		○	○		○	○								○					○			個人事業税・固定資産税及び国民年金の掛金が減免されている												10%未満
茨城県	境町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○				○	1.1		・父子または母子家庭の場合（ただし同世帯に収入のある同居人が住民し、生活を共にしているとみなされた場合及び他者からの援助が可能と認められる場合は除く） ・その他経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる者			○							平成27	4	5%未満
茨城県	利根町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.2					○							令和2	10	15%未満

7. 令和4年度準要保護就学援助費

1. 小学校の就学援助費の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

| | | |